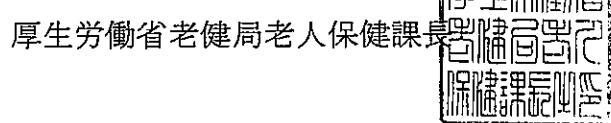


老老発第 0804001号  
平成 20 年 8 月 4 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿



「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」の一部改正について

平成 20 年 4 月 1 日に「診療報酬の算定方法を定める件」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）等が適用されたことにかんがみ、「介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について」（平成 12 年 3 月 31 日老企発第 59 号）の一部を別紙 1 のとおり改正するとともに別記様式及び別表を別紙 2 のとおりとするので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○ 介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（平成12年3月31日老企第59号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

	改	正	後	改	正	前	
1	略	略	略	1	介護老人保健施設の入所者の対診	2 介護老人保健施設の入所者の対診	
2	介護老人保健施設の入所者の対診	介護老人保健施設の入所者を保険医療機関等へ通院させる場合には、介護老人保健施設の入所者を保険医療機関等へ通院させる場合に記載されている入所者の健健康手帳及び介護保険法第12条第3項に規定する被保険者証を携えて受診させること。	(1) 介護老人保健施設の入所者を保険医療機関等へ通院させる場合には、提携している介護医療機関から必要な事項が記載されている入所者の健健康手帳及び介護保険法第12条第3項に規定する被保険者証を携えて受診させること。	(1) 介護老人保健施設の入所者を保険医療機関等へ通院させる場合には、提携している介護医療機関から必要な事項が記載されている入所者の健健康手帳及び介護保険法第12条第3項に規定する被保険者証を携えて受診させること。	(2) 保険医療機関等においては、入所者の健健康手帳等により、介護老人保健施設の入所者であることを確かめなければならない。	(2) 保険医療機関等においては、入所者の被保険者証等により、介護老人保健施設の入所者であることを確かめなければならない。	
3	情報提供	情報提供	情報提供	3	施設医師と保険医とが協力して入所者の診療に当たるためには、相互の情報提供が十分なされることは必要であることから、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)及び老人保健法の規定による医療及び特定療養に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年1月厚生省告示第14号)において次のように規定したものであること。	施設医師と保険医とが協力して入所者の診療に当たるためには、相互の情報提供が十分なされることは必要であることから、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)及び老人保健法の規定による医療及び特定療養に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年1月厚生省告示第14号)において次のように規定したものであること。	(1) ~ (4) 略
4	診療報酬(診療報酬の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号)上の措置	診療報酬(診療報酬の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号)上の措置	診療報酬(診療報酬の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号)上の措置	4	老人診療報酬(老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号))上の措置	(1) ~ (4) 略	
5	略	略	略	5	歯科医療について	6 歯科医療について	
6	歯科医療について	歯科医療について	歯科医療について	6	介護老人保健施設の入所者に対する歯科診療の適切な提供については、協力歯科医療機関から歯科医の往診又は協力歯科医療機関への通院により確保されるものであること。介護老人保健施設の入所者に対して往診等を行う歯科医療機関からの歯科医は、介護老人保健施設の医師に事前に状況確認を行うなど、連携を図ることが必要であること。なお、歯科医療について	介護老人保健施設の入所者に対する歯科診療の適切な提供については、協力歯科医療機関から歯科医の往診又は協力歯科医療機関への通院により確保されるものであること。介護老人保健施設の入所者に対して往診等を行う歯科医療機関からの歯科医は、介護老人保健施設の医師に事前に状況確認を行うなど、連携を図ることが必要であること。なお、歯科医療について	

7 処方せんの取扱について		では、医科の場合のような往診、通院についての施設療養と保険診療の調整の措置は採られていないこと。	
7 处方せんの取扱について	(1) 略	(1) 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、以下①から⑦に掲げる場合及び医科診療報酬点数表の第2章第2部第2節第1款の在宅療養指導管理料において算定することができるとされている特定保険医療材料及び同節第2款の各区分に規定する計算の費用はこの限りではないこと ① 惡性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤を投与する場合(注射薬を除く) ② 滋瘍コントロールのための医療用麻薬を投与する場合 ③ 抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る)を投与する場合 ④ インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る)を投与する場合 ⑤ 人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチノン又はダルベポエチノンを投与する場合 ⑥ 血友病の患者に対して血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体回活性複合体を投与する場合 ⑦ 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤を投与する場合	(2) 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、悪性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤を投与する場合、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対してエリスロポエチノンを投与する場合及び医科診療報酬点数表の第2章第2節第2款の在宅療養指導管理料及び当該指導管理料において算定することができるとされている特定保険医療材料及び当該指導管理料の各区分の注において加算として算定できる費用はこの限りではないこと
7 处方せんの取扱について	(1) 略	(1) 介護老人保健施設局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、以下①から⑦に掲げる場合及び医科診療報酬点数表の第2章第2部第2節第1款の在宅療養指導管理料において算定することができるとされている特定保険医療材料及び同節第2款の各区分に規定する計算の費用はこの限りではないこと ① 惡性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤を投与する場合(注射薬を除く) ② 滋瘍コントロールのための医療用麻薬を投与する場合 ③ 抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る)を投与する場合 ④ インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る)を投与する場合 ⑤ 人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチノン又はダルベポエチノンを投与する場合 ⑥ 血友病の患者に対して血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体回活性複合体を投与する場合 ⑦ 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤を投与する場合	(2) 介護老人保健施設局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、悪性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤を投与する場合、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対してエリスロポエチノンを投与する場合及び医科診療報酬点数表の第2章第2節第2款の在宅療養指導管理料及び当該指導管理料において算定することができるとされている特定保険医療材料及び当該指導管理料の各区分の注において加算として算定できる費用はこの限りではないこと
7 处方せんの取扱について	(1) 略	(1) 介護老人保健施設局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、以下①から⑦に掲げる場合及び医科診療報酬点数表の第2章第2部第2節第1款の在宅療養指導管理料において算定することができるとされている特定保険医療材料及び同節第2款の各区分に規定する計算の費用はこの限りではないこと ① 惡性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤を投与する場合(注射薬を除く) ② 滋瘍コントロールのための医療用麻薬を投与する場合 ③ 抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る)を投与する場合 ④ インターフェロン製剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る)を投与する場合 ⑤ 人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチノン又はダルベポエチノンを投与する場合 ⑥ 血友病の患者に対して血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体回活性複合体を投与する場合 ⑦ 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤を投与する場合	(2) 介護老人保健施設局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。 ただし、悪性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤を投与する場合、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対してエリスロポエチノンを投与する場合及び医科診療報酬点数表の第2章第2節第2款の在宅療養指導管理料及び当該指導管理料において算定することができるとされている特定保険医療材料及び当該指導管理料の各区分の注において加算として算定できる費用はこの限りではないこと

平成 年 月

保険医療機関 殿

介護老人保健施設名称

所在地

電話番号(FAX)

医師氏名 印

次の者は、施設の入所者であります。通院に係る病名及び病状等は次のとおりです。

入所者	氏名				男・女
	生年月 日	明・大・昭	年	月	日生(歳)
	被保険者番号				
通院に係る病名及び病状等					

## (別表)

(算定できるものについては「○」、算定できないものについては「×」)

項目	小項目	併設保険医療機関	その他
基本診療料	初診料	×	○
	再診料	×	○
	外来診療料	×	○
特掲診療料			
医学管理等	診療情報提供料(Ⅰ)(注4に限る)	×	○
	その他のもの	×	×
在宅医療	往診料	×	○
	在宅療養指導管理に用いる特定保険医療材料	○	○
	在宅療養指導管理の加算として算定できる材料	○	○
	自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤料	○	○
	その他のもの	×	×
検査	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
画像診断			
投薬	厚生労働大臣が定めるもの	○	○
	その他のもの	×	×
注射	厚生労働大臣が定めるもの	○	○
	その他のもの	×	×
リハビリテーション	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
精神科専門療法			
	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
処置	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
手術	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
麻酔	厚生労働大臣が定めるもの	×	×
	その他のもの	○	○
放射線治療			
病理診断			

(注) 厚生労働大臣が定めるものは、特掲診療料の施設基準等(平成20年3月5日厚生労働省告示第63号)第十六及び別表第十二により規定されているものである。

(注) 平成18年7月1日から平成24年3月31日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)附則第13条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設の入所者について、当該介護老人保健施設の併設保険医療機関においては、上記のほか緊急時施設治療管理料を算定することができる。